

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

「社会福祉法人「」に関する公文書」を非開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成12年2月9日、山口県知事（以下「実施機関」という。）に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成11年3月上旬に、第三者から山口県健康福祉部健康増進課に提供された異議申立人に関する情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「社会福祉法人「」について」と題する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、平成12年2月17日、非開示決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成12年2月25日、本件公文書の非開示決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の非開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び非開示理由説明書に対する意見書における異議申立て

の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、異議申立人の申請途上の社会福祉法人認可審査業務を潰すことを目的として第三者から実施機関に提供された誹謗中傷の虚偽情報である。
- (2) 実施機関は異議申立人に反論の機会を与えず、当該情報を一方的に採用し、社会福祉法人認可審査業務を保留、棚上げしている。
- (3) この状況を打開するためには、異議申立人が本件公文書の内容を正確に知り、的確な反論をすることが必要なのである。
- (4) 異議申立人は、本件公文書を不特定多数の前に公開せよといているのではなく、反論をする必要性から開示を求めているのであり、プライバシー保護の問題とは全く性質を異にするものである。
- (5) 異議申立人が認可申請している社会福祉法人は、現地における公共の福祉にこたえようとするものであり、条例第9条第2号八に規定されている「公開することが公益上必要であると認められるもの」に該当する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の非開示理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 公文書の内容

本件公文書は、社会福祉法人「 」の設立認可に関する事前相談の段階における、その設立代表者（以下「設立代表者」という。）と第三者に関する情報である。

2 非開示とした理由

本件公文書は、開示することにより設立代表者及び情報提供を行った第三者が識別され、又は識別され得るものであるため、条例第9条第2号に該当する。

また、本件公文書は条例第9条第2号のイからニまでのいずれにも該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容及び性格

ア 本件公文書は、第三者から口頭で山口県健康福祉部健康増進課に提供された設立代表者に関する情報などを、同課の職員が文書化したものであり、同課内で決裁の手続きを終了している。

よって、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

イ 本件公文書は、「経緯」及び「健康増進課の方針」で構成されている。

2 条例第9条第2号への該当性について

(1) 条例第9条第2号について

条例第9条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」が記録されている公文書については、実施機関は、当該公文書の開示をしないことができると規定している。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を非開示にしたものと解される。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要であると認められるものがあることから、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「ニ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの（公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがあるものを除く。）」については、同号所定の非開示事由に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

(2) 条例第9条第2号本文への該当性について

本件公文書中、「経緯」部分は、実施機関の職員が第三者から聞き取った内容を記載したものであり、情報の対象となった設立代表者はもとより、情報の提供を行った第三者が容易に特定され得る。また、当該部分は第三者からの情報提供内容そのものを記載したものであるため、記載内容全体が第三者の意思表示であり、第三者にとっては情報提供を行った事実自体他人に知られたくない情報であると推測さ

れることから、条例第10条に基づく部分開示の余地はないと判断される。

次に本件公文書中、「健康増進課の方針」部分であるが、当該部分は第三者からの情報提供内容そのものを記載したものではないが、提供された情報を踏まえて作成された部分であるため、設立代表者及び情報の提供を行った第三者が容易に特定され得る。また、設立代表者及び情報の提供を行った第三者に関する情報は当該部分に散見され、他の情報の部分と区分することは困難と判断されることから、条例第10条に基づく部分開示の余地はないと判断される。

以上のことから、本件公文書は条例第9条第2号本文に該当する。

(3) 条例第9条第2号イから二への該当性について

次に本件公文書が条例第9条第2号イから二に該当するかどうかであるが、同号イ、ロ及び二には明らかに該当しないと判断されるので、同号八への該当性について検討する。

現在、異議申立人が設立しようとしている社会福祉法人は、異議申立人から提出された意見書によれば、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定されている第二種社会福祉事業のうち、同項第3号の3の精神障害者社会復帰施設（以下「本件施設」という。）等の設置経営を目的とする法人であることがわかる。本件施設は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づくものであり、設置されれば精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上に資することが期待されるものである。

しかしながら、条例第9条第2号八に規定する「公開することが公益上必要」な情報とは、「実施機関が作成し、又は取得した情報のうち、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強いもの」と解され、当該情報そのものが、個人情報の保護と比較衡量してもなお、公開すべき公益性を有していると判断されるものでなければならない。

このような見地から検討すると、本件公文書の内容は設立代表者と第三者の間に限定された個人情報であり、本件公文書の内容そのものに前述のような公益性は認め難く、本件公文書の条例第9条第2号八への該当性は否定せざるを得ない。

(4) その他

なお、異議申立人は、本件公文書を開示することは、プライバシー保護の問題と

は全く性質を異にするものと主張しているが、山口県の情報公開制度が、情報の公開原則を確立するとともに、プライバシーを最大限に保護することを基本原則の一つとしていることを考慮すれば、本件請求が条例の手続きによりなされた以上、当該主張を採用することはできない。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第 6 審査会の審議経過等

別紙 1 のとおり（省略）